

資料6

水濁基準値案と水濁 PEC の関係及び基準値設定後の対応について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

(単位：mg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC <sub>Tier1</sub>	PEC <sub>Tier2</sub>	PEC <sub>Tier1</sub>	PEC <sub>Tier2</sub>	
MCPB エチル (MCPB)	0.031	<u>0.007188</u>	0.000424 <sup>※</sup>	<u>0.000009</u>	—	0.000433 <sup>※</sup>

網掛け：水濁基準値案の10分の1以上のPEC

下線：評価書における水濁PECの算出に用いた水田PECと非水田PEC

※：事務局算出値。

2. 基準値設定後の対応

MCPB エチル (MCPB) については、第1段階水濁PECが水濁基準値案の10分の1以上であったため、第2段階水濁PEC (水田PEC Tier2 + 非水田PEC Tier1) を算出した。その結果、水濁PECが水濁基準値案の10分の1未満になることが確認できたため、モニタリングの対象外とする。